

別紙

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 処遇改善の対象

本事業の対象は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設(以下「教育・保育施設等」という。)に勤務する職員(非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。)とする。

4 事業内容

令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用(以下「賃金改善部分」という。)を補助する。

また、併せて、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用(以下「国家公務員給与改定対応部分」という。)を教育・保育施設等に対して補助する。

5 賃金改善等の要件

(1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。

賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(2) 本事業による賃金改善(国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下(3)及び(6)において同じ。)に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。

(3) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

6. 補助額の算定

補助額は、施設・事業所ごとに、賃金改善部分、国家公務員給与改定対応部分それぞれ、別に定める年齢区分別の補助基準額を基に、以下の算式により算定すること。

<算式>

補助基準額（月額）× 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）× 事業実施月数

令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）とは、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数によること。

7. 事業実施手続

- (1) 教育・保育施設等は、事業開始に当たって施設・事業所の所在する市町村に対して事業計画書（別紙様式1）を提出することとする。
- (2) 教育・保育施設等は、本事業の終了後、事業実績報告書（別紙様式2）を市町村に提出し、市町村の確認を受けることとする。

8. 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、教育・保育施設等において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。
- (2) 本事業による賃金改善については、公定価格における処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。

(3) 補助額 (賃金改善部分に限る。) については、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善に充てることができる。

(4) 教育・保育施設等に対する補助については毎月支払うことを基本とすること。ただし、あらかじめ概算により支払うことも差し支えない。

9 . 経費の負担

本事業の実施に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。